

**「育児・介護休業法」に基づく
男性職員の育児休業取得状況の公表**

● **対象期間**

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

● **男性職員の育児休業等の取得割合**

0% (0 人/0 人)

(計算式：育児休業をした男性職員の数÷配偶者が出産した男性職員数)

※育児休業とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・育児休業（産後パパ育休を含む）
- ・法第 23 条第 2 項（3 歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務） 又は
- 第 24 条第 1 項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業